



▲皆さん、慣れた手つきで作られていました



▲出来上がった作品を手に記念撮影です

しあわせカフェ かわまた 始動

借上げ住宅に避難されている方が集まるサロンが川俣自治会で昨年の12月から始まりました。

昨年の12月25日には前田地区有志の皆さんのご協力により、お正月の門松としめ縄を作りました。門松づくりでは、周囲に巻きつける板を丸太を割って作ったり、竹を切ったりするなどの作業を手際よく行っていました。

避難前は、飯館村のこの地区でも見られる風景でした。参加者は、いきいきとした表情でお正月の準備をしていました。

しあわせカフェは、地域のコミュニティを深めるため、自治会企画により様々な内容で定期的に実施される予定です。

相馬方部の子育てサロン

- 親子で一緒に、リトミック（リズム遊び）で遊べます。
- 誰でも自由に参加いただけます。
- 子育ての悩みや不安の相談にも応じます。
- 次回は、2月19日(木) 午後2時から
詳しくは村健康福祉課健康係まで
☎024-562-4224



▲揺らすと鈴が鳴る布製の大きな輪を使ってリズム遊び

集まるって楽しいね☆

相馬方部の 「子育てサロン」

「相馬広域こころのケアセンターなごみ」の支援を受けて、相馬大野台応急仮設住宅集会所で子育てサロンが開かれています。

初回の12月18日には、同仮設住宅及び相双地区の借り上げ住宅に避難する8人の未就園児と保護者が、音のなるおもちゃを手作りしてリトミック（リズム表現による音楽教育の手法）を楽しんだり、サントクロースからプレゼントを受け取ったりして、楽しいひとときを過ごしました。

「こういう集まりが普段は苦手なのですが村の人が来ると思ってたみてみました」と保護者の大内沙織さん（佐須）。たくさん遊んだ娘の美空ちゃん（2歳）も「また来る」と満足気な笑顔を見せていました。

この取り組みは、参加者の意向を聞きながら、今年度は3月まで月に1回のペースで続けられる予定です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

*児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭や父母に代わって児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために支給されます。

また、父母両者と生計が同じで父または母の心身に一定の障がいがある場合も支給対象となります。

○手当の額

	全額支給のとき	一部支給のとき
児童が1人のとき	月額 41,020円	月額 (所得に応じて) 9,680円～ 41,010円
児童が2人のとき	児童がひとりのときの額に 5,000円を加算	
児童が3人のとき	3人目から1人増すごとに 3,000円を加算	

○手当を受ける手続き

役場健康福祉課の窓口に次の書類等を添えて申請してください。

- ①児童扶養手当認定請求書（役場にあります）
 - ②請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済み証明書）
 - ③請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票の写し
 - ④その他の必要書類
- ※②～④は発行日から1か月以内のもののみ有効

○児童扶養手当の支給制限
受給者 請求者 本人及びその生計を同じく

する扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月から翌年7月）は手当の全部または一部の支給が停止されます。

*特別児童扶養手当
特別児童扶養手当は身体または精神に一定の障害を持つ児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために支給され、要件を満たせば児童扶養手当と両方受給することもできます。

受給中の方へお知らせ

○児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ

手当受給中の方で、「対象児童が増えた」、「住所を変更した」、「扶養義務者に変更があった」、「証書をなくした」など異動が生じた場合は、速やかに役場健康福祉課まで届出をしてください。

届出が遅れると、続けて手当が受給できなくなったり、手当の返還を求められたりする場合があります。

平成26年12月以降より公的年金を受給する方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の手当を受給できるようになります。

手当を受給するためには申請が必要です。
平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

○お問い合わせ

村健康福祉課福祉係
(電話024-562-4259)

知っていますか？ 介護保険制度 第3回

今回は平成27年度からの介護保険制度の主な改正点についてお知らせします。

- ① **要支援の方**への訪問介護と通所介護のサービスが、市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業に移行します。

移行前

介護保険制度の訪問介護・
通所介護サービス

移行後

給付制度ではなく、市区町村が行う介護予防・生活支援サービスに移行します。
(2年間猶予あり)

*飯館村では、2年間かけて介護予防・生活支援に関わる人材を養成し、要支援高齢者を地域の力で支え合う仕組みをつくり、平成27年4月から開始予定です。

- ② 特別養護老人ホームの新規入所は、原則要介護3以上の方に限定されます。
- ③ 平成27年8月から、一定以上所得がある方の自己負担割合が2割になります。
- ④ 介護保険料の見直しがあり、平成27～29年度の保険料額が設定されます。